

# 注 記 事 項

(エネルギー需給勘定)

## I. 重要な会計方針

### 1. 運営費交付金収益の計上基準

費用進行基準を採用しております。

主たる業務である技術開発マネジメント関連業務については費用進行基準を採用しておりますが、これは業務達成基準及び期間進行基準を採用することについて、技術開発マネジメントに係る業務と費用の対応関係が必ずしも明らかでない等の理由により困難であり、費用進行基準を採用する必要があるためです。

### 2. 減価償却の会計処理方法

有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりです。

建	物	7	～	18	年				
車	両	運	搬	具	6	年			
工	具	器	具	備	品	2	～	15	年

また、特定の償却資産(独立行政法人会計基準第87)の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、当期末に在職する役職員について、当期末の引当外賞与見積額から前期末の引当外賞与見積額を控除して計算しております。

#### (3) 退職給付引当金

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

厚生年金基金から支給される年金給付については、運営費交付金により厚生年金基金への掛金及び年金基金積立不足額に関して財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、独立行政法人会計基準第38に基づき計算された退職一時金及び厚生年金基金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

#### (4) 保証債務損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態を勘案し、損失負担見積額を計上しております。

### 4. たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

移動平均法による低価法により評価しております。

### 5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

### 6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は手元現金及び随時引き出し可能な預金からなっております。

## 7. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

### (1) 政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成27年3月末利回りを参考に0.400%で計算しております。

### (2) 国の財産の無償貸借取引の機会費用

無償使用している財産については、減価償却費相当額を計上しております。

### (3) 国又は地方公共団体からの出向職員の機会費用

引当外退職給付増加見積額には、国又は地方公共団体からの出向職員に係る見積額が含まれております。

国又は地方公共団体からの出向職員に係る見積額 36,944,922円

## 8. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

## II. 貸借対照表注記

### 1. 運営費交付金から充当されるべき賞与の見積額

202,642,045円

### 2. 運営費交付金から充当されるべき退職手当の見積額

6,392,581,798円

### 3. 固定資産の減損

前期までに減損を認識した固定資産

ア 減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

固定資産の種類及び用途	場 所	減損後帳簿価額
土地		
伊東敷地	静岡県伊東市宇佐美洞ノ入3621番60	801,253円

#### イ 減損の認識に至った経緯

減損の認識を行った固定資産については、閣議決定に基づき国庫納付が決定された資産であって使用を想定していない資産であることから平成22事業年度において減損を認識し、また、売却入札の不調が続いたため不動産鑑定士による鑑定評価を行ったところ市場価格の下落が認められたことから前期において減損を認識し、各々減損損失額を計上しました。

#### ウ 回収可能サービス価額が、正味売却価額である場合には、その旨及び算定方法の概要

減損の対象とした資産は、平成22事業年度において閣議決定に基づく国庫納付を決定し、また、前期において売却入札の不調が続いたため不動産鑑定士による鑑定評価を行ったところ市場価格の下落が認められたことから、回収可能サービス価額を正味売却価額とし、その算定にあたっては、不動産鑑定士による鑑定評価額を基礎として各々減損損失額を計上しました。

当期においては、正味売却価額が帳簿価額を下回らないと認められるため、減損損失額は計上しておりません。

## III. キャッシュ・フロー計算書注記

資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	62,715,080,981円
定期預金	<u>△ 62,480,099,173円</u>
資金期末残高	<u>234,981,808円</u>

## IV. 金融商品関係

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当機構は、資金運用については短期的な預金及び公社債等に限定しております。

未収債権等に係る顧客の信用リスクは、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構債権管理規程等に沿ってリスク低減を図っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（(注3)を参照のこと。）

(単位:円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	62,715,080,981	62,715,080,981	-
(2)未収金 貸倒引当金	434,629,241 △ 23,109,814 411,519,427	411,519,427	-
(3)破産更生債権等 貸倒引当金	1,221,051,932 △ 1,221,051,932 -	-	-
(4)未払金	(5,303,986,705)	(5,303,986,705)	(-)
(5)債務保証	(1,575,849,600)	(1,575,849,600)	(-)

(注1) 負債に計上されているものは、( )で示しております。

(注2) 金融商品の時価の算定方法等に関する事項

### (1) 現金及び預金、(2)未収金

未収金については、保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。現金及び預金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額をもって時価としております。

### (3) 破産更生債権等

破産更生債権等については、保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

### (4) 未払金

未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額をもって時価としております。

### (5) 債務保証

債務保証については、保証債務の履行可能性に基づいて計上した保証債務損失引当金をもって時価としております。

(注3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであります。

(単位:円)

区分	貸借対照表計上額
敷金・保証金 (※)	288,395,505

(※) 敷金・保証金については、将来のキャッシュ・フローの発生時期を適切に算定することは困難であり、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

## V. 賃貸等不動産関係

当機構は、静岡県に敷地を有しております。この賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は次のとおりであります。

(単位:円)

貸借対照表計上額			当期末の時価
前期末残高	当期増減額	当期末残高	
801,253	-	801,253	787,150

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、主として不動産鑑定士による鑑定評価額を基礎として算定しております。

当期における収益及び費用等の状況は、次のとおりであります。

(単位:円)

賃貸収益	賃貸費用	その他 (売却損益等)
-	50,142	-

(※) 遊休資産のため、賃貸収益は発生しておりません。

VI. 退職給付関係

退職給付関係については、法人単位注記事項に記載しております。

VII. 重要な債務負担行為

債務保証

2,699,411,220円

VIII. 資産除去債務関係

当機構は、神奈川県その他の地域において、事務所等の不動産賃借契約に基づき、事務所等の退去時における原状回復に係る債務を有しております。また「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、事務所等の移転も含めた検討があり得ますが、移転時期が未定であることから、当該債務に関連する賃借資産の使用時期が明確でなく、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

IX. 重要な後発事象

該当事項はありません。

X. その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第67号)第173条の規定に基づき、当機構は平成27年4月1日に名称を国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に変更しております。